

# 向日市人権教育・啓発推進計画

2006年（平成18年）3月

向日市

## 目 次

第1章	はじめに	1
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国内の動向	1
3	向日市の取組状況	3
第2章	計画の基本理念	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の目標及び性格等	4
	（1）計画の目標	4
	（2）計画の性格	4
	（3）人権教育・啓発について	4
3	人権教育・啓発推進の視点	5
4	計画の推進	6
	（1）計画の目標年次	6
	（2）推進体制等	6
第3章	人権問題の現状等	7
1	同和問題	7
2	女性	8
3	子ども	9
4	高齢者	11
5	障害のある人	12
6	外国人	14
7	患者等	15
	（1）エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	15
	（2）ハンセン病	15
8	さまざまな人権問題	15
第4章	人権教育・啓発の推進	17
1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	17
	（1）保育所・幼稚園	17
	（2）学校	18
	（3）地域社会	19

( 4 ) 家庭	.....	2 1
( 5 ) 企業・職場	.....	2 2
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	.....	2 3
( 1 ) 市職員・一部事務組合職員	.....	2 3
( 2 ) 教職員・社会教育関係職員	.....	2 4
( 3 ) 保健福祉関係者	.....	2 5
( 4 ) マスメディア関係者	.....	2 5
第5章 計画の推進	.....	2 7
1 指導者の育成	.....	2 7
2 人権教育・啓発資料等の整備	.....	2 7
3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	.....	2 7
4 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携	.....	2 8
用語解説	.....	2 9
参考資料	.....	4 2
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	.....	4 3
世界人権宣言	.....	4 5
向日市人権教育・啓発推進計画推進本部設置規程	.....	5 1

# 第 1 章 はじめに

## 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、人権に関する数多くの国際条約を採択してきました。そして、人権問題を総合的に調整する 国連人権高等弁務官の設置（1994年（平成6年）） 国連人権委員会や 人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動により、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

このような経過の中で、1994年（平成6年）の第49回総会において、人権に対する世界的規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、同時にその行動計画を採択しました。その結果、各国において国内行動計画が策定・実施され、また人権センターの設立など、様々な取組が推進されました。

しかしながら、21世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権が侵害され、生命の危険にさらされている現状があります。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた2004年（平成16年）12月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を人権の世紀とするための取組が更に推進されようとしています。

## 2 国内の動向

わが国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、

「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、わが国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和对策審議会の答申を受けて、その解決のために、1969年（昭和44年）「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、三つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたって特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、わが国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年（平成7年）12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。これに対応する「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下、「京都府行動計画」という。）」は1999年（平成11年）3月に策定され、取り組まれてきました。

また、1996年（平成8年）12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付けました。そして同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策の推進については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、（中略）その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。また、2002年（平成14年）3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定されました。

この様な中で、「人権教育・啓発推進法」の規定を踏まえ、「京都府行動計画」の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても、「京都府行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本方針として、2005年（平成17年）1月、「新京都府人権教育・啓発推進計画（以下、「新京都府推進計画」という。）」が策定されました。

### 3 向日市の取組状況

向日市では、1977年（昭和52年）11月の「向日市民憲章」の制定、1984年（昭和59年）10月の「世界平和都市」の宣言の取組など、これらに示された理念や2001年（平成13年）3月に策定した「第4次向日市総合計画」のまちづくりの基本方針に基づき、人権問題の解決を図るための諸施策を進めてきました。

さらに、1999年（平成11年）3月の「京都府行動計画」と歩調を合わせ、2000年（平成12年）8月、向日市における人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための基本指針となる「人権教育のための国連10年向日市行動計画（以下、「向日市行動計画」という。）」を策定し、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を進めてきたところです。

以後、学校教育、社会教育において、人権教育・啓発に関する施策や、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の人権課題解決に関する施策を実施してきました。

とりわけ、基本的人権の尊重と人権・平和の大切さを啓発する事業として、毎年8月、12月に「平和と人権のつどい」や「人権研修会」の開催など、人権尊重の社会づくりに向けて、人権施策を推進してまいりました。また、人権意識の高揚を図り、21世紀を真の人権確立の世紀にしていくために、広域的な啓発事業などの取組にも積極的に参加しているところです。

その結果、人権教育・啓発の取組が市民に浸透してきましたが、市民生活にかかわる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が存在しており、今後も関係機関と連携し、人権教育・啓発のより一層積極的な取組を進めてまいります。

## 第 2 章 計画の基本理念

### 1 計画策定の趣旨

向日市では、これまで京都府等関係機関の指導・支援を受けながら、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた施策を積極的に推進してきました。「人権教育のための国連10年」の取組にあたっては、2000年（平成12年）8月、「向日市行動計画」を策定し、市民の人権意識を高め、人権文化を確立するための教育・啓発を推進してきたところです。

今般、「向日市行動計画」の計画期間が2004年（平成16年）をもって満了したところではありますが、「人権教育・啓発推進法」の規定及び「新京都府推進計画」の策定を踏まえ、「向日市行動計画」の取組を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本指針として、この計画を策定するものです。

### 2 計画の目標及び性格等

#### （1）計画の目標

この計画は、「向日市行動計画」の取組を継承・発展させ、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を向日市において構築することを目標とします。

この人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の人間関係の中で習慣として身に付け、実践できるという態度や意識が社会全体にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

#### （2）計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、向日市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

#### （3）人権教育・啓発について

「向日市行動計画」においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、

この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

### 3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた向日市における人権教育や啓発活動、並びに「向日市行動計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

#### 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

#### 自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむ人権教育・啓発

お互いの個性や価値観の違いを認め合うためには、一人ひとりが自分自身をよく見つめ、自分の個性や可能性をよく理解し、自分を尊重する心をはぐくむことが大切です。このことが同時に他者を対等に尊重することになることから、自己を尊重する心をはぐくむ取組を推進します。

#### 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用（中略）を旨として行わなければならない。」と述べられています。

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習過程そのものが、自己実現が図られるよう人権が守られた状態で展開されるべきであります。そのためには学習活動を支援する学習環境や学習機会が整えられることが必要であります。市民が生涯のあらゆる場とあらゆる機会を通じて、人権について学習し、実践できるよう取組を推進します。

### 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権は市民一人ひとりの生活と深くかわり、その尊重が自分自身の問題としてとらえるべき課題であるという認識を深める必要があります。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、学校、地域、家庭、職場等での身近な人権問題の解決に向けて、実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

## 4 計画の推進

### (1) 計画の目標年次

この計画の目標年次は、2015年（平成27年）とします。

### (2) 推進体制等

向日市人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係部課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取組状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。

広域的な啓発推進の見地から、京都府や近隣市町村と連携を図って 人権強調月間（8月）や 人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、関係団体、企業、NPO等の民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

## 第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

わが国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった犯罪被害者等の問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組むことを目指して行います。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、人権教育・啓発の手法として、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の具体的な人権問題に即した個別的な視点からも、学習を進めることが必要です。その際、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、地域社会や家庭等と十分連携を図って、推進していくことが大切です。

### 1 同和問題

(これまでの取組)

わが国固有の人権問題である同和問題は、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとして、1969年(昭和44年)の「同和对策事業特別措置法」

の施行以来、33年間に及ぶ特別法により施行された対策は、生活環境をはじめとする物的な基盤整備は概ねその目的を達成したとして、2002年（平成14年）3月末をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

#### （現状と課題）

1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申にある「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策」を適正に実施することは、現状に基づく、今日においても変わらない課題であります。

とりわけ差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築しながら、同和問題を人権問題の重要な柱として、早期の解決を図るために取組を進めなくてはなりません。

#### （施策の方向）

市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する正しい理解を深め、非合理的な因習的意識を批判しそれを克服できるようにするため、学校教育、社会教育そして啓発活動において、多様な機会を提供し、多様な手法を活用しながら、実践的な態度が培われるよう、その取組を進めます。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るため、乙訓人権擁護委員協議会等と連携を図り、啓発活動を積極的に推進します。

## 2 女性

#### （これまでの取組）

女性の地位向上を図るための取組は、国連においては、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、「平等・発展・平和」を目標とする世界的な活動を繰り広げることが定められ、メキシコでの国際婦人年世界会議では「世界行動計画」が採択されました。

それ以降、わが国では「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や女性差別撤廃条約の批准（1985年（昭和60年））、「男女雇用機会均等法」の施行（1986年（昭和61年））など各種法律や制度の整備が図られてきました。

1995年（平成7年）に北京で開催された第4回世界女性会議では「北京宣言」が採択され、「女性の権利は人権である」と謳われています。それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。本法では、男

女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。

本市では、2001年（平成13年）に「向日市男女共同参画プラン（以下、男女共同参画プランという。）」を策定し、人権尊重の視点に立った男女平等の社会の形成に向けた施策を積極的に進めてきました。

#### （現状と課題）

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、わが国でもセクシャル・ハラスメントや性暴力、家庭内における女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）など、女性の尊厳を犯すような人権侵害の実態が明らかになっています。

また、依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習が根深く残っています。

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、今日では男女共同参画の視点に立って社会制度や慣習を見直すこと、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を充実させることが求められています。

#### （施策の方向）

男女が社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、（仮称）「向日市男女共同参画推進条例」の制定と併せて、今後「男女共同参画プラン」を改定していきます。

DVやセクシュアル・ハラスメント等については、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、関係機関との連携の下、相談・支援体制の充実に努めます。

### 3 子ども

#### （これまでの取組）

1989年（平成元年）の国連総会で子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）

が採択され、わが国も1994年（平成6年）4月にこの条約を批准し、子どもの人権問題の解決に向け取組が進められておりますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

本市では、2003年（平成15年）に「向日市子育て支援計画」を策定し、家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政の協力と連携のもと、子育て支援の推進に取り組んできました。

さらに、2005年（平成17年）に「向日市子育て支援計画」を継承・発展させ、「向日市次世代育成支援対策行動計画『むこう・元気っ子支援プラン』（以下、「次世代育成支援対策行動計画」という。）」を策定し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、また、子どもを持つこと、育てることに喜びを感じることでできる社会の実現に向け、取組を進めています。

#### （現状と課題）

2004年（平成16年）のわが国の合計特殊出生率は1.29となり、少子化が著しく進んでいます。その結果、子ども同士のふれ合いの機会が少なくなり、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらしています。また核家族化の進行などにより家庭の教育力も低下傾向にあります。それとともに地域住民同士の交流やふれ合いが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

こうした状況の中で、子どもの人権を著しく侵害する「児童虐待」（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待、DV）や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっており、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じています。その上、子どもの人権を侵害し、生命をも奪う犯罪の増加等子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題です。

今日の課題として、子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

#### （施策の方向）

「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子どもはその意思が尊重され、権利が保障される環境づくりを進める中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するよう支援します。

同時に、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援する「向日市児童虐待防止ネットワーク会議」の充

実に努め、「要保護児童対策地域協議会」の設立に向けた取組を進めます。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行等の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実に努めます。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

#### 4 高齢者

##### (これまでの取組)

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年(平成12年)4月から介護保険制度が導入されました。

本市では、2000年(平成12年)に介護保険事業計画を含む「向日市老人保健福祉計画(以下、「老人保健福祉計画」という。)」を策定し、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に進めてきました。さらに、2003年(平成15年)には、「老人保健福祉計画」の推進状況と問題点の点検を行い、高齢者が健康で生きがいをもって生活していくための、総合的な施策の推進に向けて、「向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、取組を進めています。

##### (現状と課題)

わが国の高齢化は急速に進行し、2004年(平成16年)10月現在、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は19.5%となり、今後も上昇する見込みです。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後更に急増すると予測されています。高齢者が住み慣れた地域や住宅で、自立した生活をしていきたいという、人間としての願いは、高齢者が一個人として尊重され、その人らしく生きぬく上で保障されなければなりません。

しかし、現実には、高齢者に対する就業差別、一人暮らしの高齢者の孤独死や自殺、さらには介護者による高齢者への虐待など、深刻な社会問題が生じています。

一方、元気な高齢者も増加していくことから、高齢者の生きがい対策や社会参加に向けた取組の充実が求められており、高齢者の自立を支援していくことが大きな課題となっています。

#### ( 施策の方向 )

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

また、高齢者の能力が地域社会において十分活用されるような土壌づくり、雇用・就業機会の確保など、高齢者が生き生きと社会参加ができ、安心して暮らせる高齢者対策の推進に取り組みます。

また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するための「地域福祉権利擁護事業」の推進に努めます。

さらに、在宅介護支援センター等による相談を通じて、高齢者の人権が尊重されるよう努めます。

## 5 障害のある人

#### ( これまでの取組 )

「世界人権宣言」や「国際人権規約」の理念を障害者の人権擁護と福祉の推進につなげていくため、国連は1981年(昭和56年)を「国際障害者年」とし、また、1983年(昭和58年)から1992年(平成4年)までを「国連障害者の10年」として差別の是正に向けた取組を行いました。

わが国では、1993年(平成5年)12月に「障害者基本法」が制定され、1995年(平成7年)には障害者施策の総合的な計画として「障害者プラン」が策定されました。

わが国の障害者施策は、このプランに沿って、障害者の「リハビリテーション」の理念と、障害のある人も地域のなかで普通の暮らしができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、「地域で共に生活するために」、「社会的自立を促進するために」、「バリアフリー化を促進するために」等の視点からグループホーム、ホームヘルパーの拡充などの施策推進が図られてきました。

また、バリアフリー社会の実現と社会参加の促進のため、1994年(平成6年)にいわゆる「ハートビル法」が、2000年(平成12年)に「交通バリアフリー法」が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化が進行することとなりました。また障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しも、2002年度(平成14年度)末までに行われました。

そして、2003年(平成15年)4月から、障害者が地域で暮らすことを支援する

「支援費制度」が始まりました。そこでは障害者福祉サービスの利用が従来の措置から利用者の選択による契約に改められるなど、障害者の自己決定に向けた取組が強化されることとなりました。

本市では、1981年（昭和56年）毎年11月1日を「向日市障害者の日」と定めるとともに、1998年（平成10年）3月に「向日市障害者基本計画（以下、「障害者基本計画」という。）」を策定し、障害のある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めてきました。

#### （現状と課題）

社会がノーマライゼーションの方向に進みつつあると言っても、まだまだ地域社会で障害者が自立して生活できる状況にはなっていません。

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、ノーマライゼーションを基本とした施策を推進し、障害のある人も障害のない人も共に生活できるための環境整備と障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

特に精神障害のある人については、誤解や偏見がなお根深く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

なお、今後の障害者施策は、その方向性として、2003年度（平成15年度）からスタートした国の新しい障害者基本計画にもあるとおり、「自立生活のための地域基盤の整備」、「施設や病院から地域生活への移行の促進」が中心的課題となるなど、大きな転換期を迎えています。

また、障害のある人、一人ひとりがその能力を最大限発揮して働くことができるよう、障害者雇用率が定められていますが、全国的に見て、その未達成企業が過半数に及ぶという現状があり、その改善が望まれます。

#### （施策の方向）

障害のある人の人権が尊重され、自立して生活することができる地域社会を目指して、支援体制の確立と障害のある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。

その際、障害のある人が無理なく外出し、社会参加できる環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインを目指したまちづくりを推進します。

2004年（平成16年）6月、「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成16年、法律第80号）が公布・施行され、従来の「障害者の日」（12月9日）が「障害者週間」（12月3日～9日）へと拡大されました。これを受けて、国において「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」という啓発重点目標が設けられました。本市においても、市民が障害のある人への関心と理解を深め、社会参加を支援できるよう、各種事業を行います。

また、「向日市障害者の日」を通じて、障害者問題に対して市民の関心と理解を深めるための啓発活動を積極的に推進します。

さらには、障害のある人の権利を擁護するための「地域福祉権利擁護事業」の推進に努めます。また、障害のある人、一人ひとりのニーズに対応した適切なサービスが利用できるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

## 6 外国人

### （これまでの取組）

わが国は、名実ともに国際化時代を迎えました。本市においても、外国籍市民が暮らしやすい環境の整備と国際理解への取組が求められてきました。

本市では、向日市行動計画に基づき、外国籍市民への生活情報の提供や生活相談を行ってきたところであります。

他に、本市においては、国際理解の促進のために、社会教育において国際理解講座を開催し、また姉妹都市である米国サラトガ市や友好交流都市である中国杭州市との国際交流を行い、国際化に対応した環境づくりを進めてきました。

### （現状と課題）

国際化の進展に伴って人々の交流が進む一方で、文化や生活習慣の違いからくる誤解や偏見による外国人差別が指摘されており、相互理解が不十分であることに起因した様々な問題も発生しています。

本市における外国人登録者数は、2005年（平成17年）10月1日現在495人で、人口に占める割合は約0.9%となっており、そのうち、戦前・戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで中国、アメリカなどの人々が在住しています。

多国籍化・多民族化が進展する中で、相互に理解を深め、人権を尊重し、共生していく社会を築いていくことが重要となっています。

### （施策の方向）

異なった言葉や習慣、価値観をもつ人々の文化を理解することは、個人個人が「地球市民」としての意識をもつことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神をもった安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

また、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会教育における国際理解教育、人権教育、社会における人権啓発活動を推進します。

さらに、外国籍市民への生活情報の提供や生活相談等を行うとともに、外国籍市民の

各種審議会等への参加を図り、その意見の反映に努めながら、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## 7 患者等

### (1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別が根強く存在しています。こうしたことから、世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

本市では、学校教育、社会教育などを通じ、エイズに対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めてきました。今後も、エイズ患者・HIV感染者が不当な取り扱いを受けないよう、その正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。

### (2) ハンセン病

わが国では古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があって、明治以後、療養所に隔離して治療してきた経緯があります。治療法が確立し、「らい予防法」が廃止された今日もなお、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、ハンセン病には以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しています。

本市では、これまで関係機関と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んできました。今後も、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

## 8 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

犯罪被害者やその家族は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続きの過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的な被害を受けています。今日、犯罪被害者とその家族の方々からの様々な相談への対応、その状況に応じた精神面、生活面、経済面等の支援が関係機関に求められています。

ホームレスは、多くの場合、公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活

を送っています。そこでは、食事の確保や健康面の問題、地域住民とのあつれきの問題等を抱えています。ホームレスに対しては、その人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら、自立と生活上の支援を行うことが関係機関に求められています。

インターネットによる人権侵害は、インターネットの利用者が情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現をするなど、個人や特定集団にとって有害な情報を掲載するもので、そこでは人権問題を多数発生させています。人権擁護機関では、侵害の悪質な事案について、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通して侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合は、プロバイダ等に対して当該情報の停止、削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促しています。

個人情報、情報化の進展に伴い、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりして、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。個人情報の保護が人権侵害を防止し、人権擁護に資すると考えられています。本市では、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2004年（平成16年）に「向日市個人情報保護条例」を制定し、本市における個人情報の取扱いの適正化に努めています。

性同一性障害は、からだの性と心の性が一致しない状態を指し、その不一致が当事者に精神的・社会的な様々な苦悩をもたらすとされています。わが国では、性別適合手術をはじめ性同一性障害者に対する治療は、正当な医療行為として認知されるようになってきました。人権擁護機関では、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を人権週間の強調事項の一つとして掲げ、啓発活動を実施しています。

刑を終えて出所した人については、その更正を支え、社会復帰に資するため、地域住民の偏見や差別をなくし、理解と協力を得る目的で、人権擁護機関では、「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」を人権週間の強調事項の一つとして掲げ、啓発活動を実施しています。

アイヌの人々については、その民族としての歴史や文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、人権を尊重していくことが大切であります。そのためには、市民に対するアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及や啓発が必要となります。

婚外子（非嫡出子）の場合、嫡出子に比して相続分に不利益がありますが、戸籍上の続柄の記載については、2004年（平成16年）11月、嫡出子と同様の記載とするよう「戸籍法施行規則」が改正・施行されたところであります。

同性愛者への差別といった性的指向を理由とする偏見・差別についても、その解消に向けた取組が必要となっています。

本市としては、以上の様々な人権問題についても、常にその状況に留意し、すべての人々の人権を尊重しそれを保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消するために、人権教育・啓発の取組を推進し、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

## 第4章 人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた同和問題をはじめ、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる

自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる

人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであります。その活動を効果的に推進していくためには、対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要があります。

また、人権教育・啓発の手法については、第三章「まえがき」で述べたように、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### (1) 保育所・幼稚園

##### (取組の現状)

保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

(課題)

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

(施策の方向)

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

(取組の現状)

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重することをはぐくむとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

(課題)

学校での人権教育については、学校間において取組内容に差があります。

また、児童生徒が、いじめ、障害のある人の問題、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に課題がみられます。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

#### ( 施策の方向 )

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や京都府教育委員会及び向日市教育委員会の「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や社会の変化に的確に対応する力、他人を思いやるなど豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむことなどを視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。

子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

### ( 3 ) 地域社会

#### ( 取組の現状 )

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習が

できるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、公民館等の社会教育施設を中心として人権教育を推進していく指導者の育成と資質向上に努めています。

そのため、人権教育指導資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた指導者研修を実施しています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

#### （課題）

地域社会には、女性、高齢者、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた学習情報や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になっています。そこで、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動の人権尊重の心を培う機会として一層充実させることが必要です。また市民の自主的な人権教育・啓発推進のための組織づくりやその活動を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の体験の域を出ず、発展的な学習が不十分であることがあり、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等を持った学習プログラムを開発することが必要です。

#### （施策の方向）

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

女性、高齢者、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。

そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の育成に努めます。

学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図りま

す。

#### (4) 家庭

##### (取組の現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、家庭児童相談室をはじめ、人権擁護委員、民生委員・児童委員などによる相談、問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

##### (課題)

少子化や都市化・核家族化が進む中で、一方で親の過保護・過干渉、他方、親の育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、家庭の教育機能の低下の問題が指摘されています。そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場で学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

##### (施策の方向)

子ども的人格形成を左右する家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見や差別心を持っていないことを子どもに示すことができるよう、家庭教育に関する親の学習機会の充実や親への情報提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭児童相談室等の専門性を生かし、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

## ( 5 ) 企業・職場

### ( 取組の現状 )

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域社会に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

それと同時に、企業等の事業所は、企業内人権啓発推進員の設置を推進し、出自、性別などによる差別なく、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進など事業所としての人権の尊重を確保することに努めているところです。

企業がその社会的責任を一層果たすために、本市では、8月並びに12月に企業を含めた「人権研修会」を行っています。

### ( 課題 )

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、出自、性別などによる差別なく、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また企業は、障害のある人の自立と社会参加を促進するために、法定雇用率の達成に力を入れることが必要です。そして企業は、今後一層、その活動に伴い、取り扱う個人情報 の適正な収集、利用、管理が求められています。

### ( 施策の方向 )

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整

備、障害のある人に対する法定雇用率の達成、個人情報 の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を一層促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

## 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・一部事務組合職員等、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者、マスメディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

### (1) 市職員・一部事務組合職員等

#### (取組の現状)

市職員・一部事務組合職員等に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

#### (課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員・一部事務組合職員等には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのためには、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

#### (施策の方向)

市職員・一部事務組合職員等に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場

研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても女性、子ども、高齢者、同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務を点検することができる指標づくりに取り組みます。

## (2) 教職員・社会教育関係者

### (取組の現状)

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、本市の実施する人権研修会への参加を通して、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、社会教育関係者に対しては、乙訓社会教育委員等連絡協議会等の研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての資質の向上を図っています。

### (課題)

子どもたちに豊かな人権感覚をはぐくむためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念についての認識が十分でない等の問題も指摘されています。

また、社会教育では、地域住民が個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣を十分に身に付けているとは言えないことなどが指摘されています。その克服のためには、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

### (施策の方向)

教職員については、各学校における日常的な研修・各種人権研修会への参加を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、いじめ、障害のある人の

問題、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

また、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての資質の向上を図るため、研修の一層の充実に努めます。

### (3) 保健福祉関係者

#### (取組の現状)

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い生活保護 ケースワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

#### (課題)

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの権利をはじめ、様々な人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

#### (施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、関係団体等における人権研修の充実に支援します。

### (4) マスメディア関係者

#### (取組の現状)

マスメディアは市民生活と密接にかかわることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

( 課題 )

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

( 施策の方向 )

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

## 第5章 計画の推進

### 1 指導者の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の育成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

### 2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。そのため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、府との連携の下、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

### 3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であります。したがって、生涯学習の視点に立って、発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。学校・地域社会・家庭での人権教育の推進については、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者・子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、

身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ、車椅子体験研修など）を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

人権擁護委員がかかわる啓発活動としては、中学生を対象とする人権作文コンテスト、小学生を主たる対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種週間の街頭啓発や講演会等、多種多様な手法で行われており、その一層の推進を期待します。

#### 4 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

本市においては、様々な機会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。

とりわけ、人権意識の普及に積極的に活動を展開している乙訓人権擁護委員協議会や乙訓人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

## 用語解説

### あ行

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。わが国は、1995年（平成7年）12月に批准している。

### エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。HIVに感染することによって（後天性）病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

### H I V

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

### N P O

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。

なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（N P O法）が1998年（平成10年）12月1日に施行された。

### か行

#### 介護保険

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000年（平成12年）から実施されている。現在、社会保障審議会の介護保険部会において制度の見直しに向けた検討が行われている。

## 学習指導要領

小・中・高等学校、盲・聾・養護学校を対象に教育課程、教科内容とその取扱い、基本的指導事項などを示した文部科学省告示である。教科書編集の基準にもなる。

## 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

## 企業内人権啓発推進員

京都府においては、関係 9 行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」の取組として、従業員 30 人以上の事業所に設置を勧奨しているもので、その働きとして、企業内の人権問題啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進を図り、差別のない公正な採用・選考の実施、公正な配置昇進、働きやすい職場環境の整備等、人権尊重を総合的に確保する企業活動を目指している。

## 規約人権委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、国際人権 B 規約)の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。自由権規約委員会ともいう。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。人権関係諸条約の監視機関参照。

## 共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

## 京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年(平成15年)11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定した条例。

## ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

#### 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口を維持するために必要な水準は2.08とされている。

#### 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（2000年（平成12年）法律第68号）

#### 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

#### 国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

#### 国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1981年（昭和56年）。

#### 国際人権規約

1966年（昭和41年）12月の国連総会で、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、1989年（平成元年）に市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が採択された。国際人権規約は、これら四つの条約の総称である。国際人権規約は世界人権宣言とともに、国際連合の人権活動を支える基本文書である。わが国は、及びの両規約について、1979年（昭和54年）6月に批准し、同年9月に効力を発生したが、及びの両選択議定書については批准していない。

#### 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

#### 国連人権委員会

1946年（昭和21年）経済社会理事会の下に設置された。最初の任務は世界人権宣言の起

草であった。最初の20年間、国際人権の基準づくりに集中して取り組み、1967年（昭和42年）以降、国際人権の実施、促進に乗り出した。今日、世界中のいかなる国の人権状況についても、審議を行っている。この委員会の下に人権小委員会が置かれ、人権侵害についての通報を受理・審査し、人権委員会に勧告を行っている。

#### 国連人権高等弁務官

1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

#### 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

#### 雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

#### 婚外子（非嫡出子）

法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

#### さ行

##### 在宅介護支援センター

高齢者やその家族が必要とするときに、いつでも相談に応じられるよう、24時間体制で保健・福祉の専門家を配置し、介護に関する様々な相談や各種保健福祉サービスとの連携・調整、利用手続の代行等を行う機関で、保健福祉サービス全般を取り扱う総合窓口としての役割を果たしている。

##### 参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気づきや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習である。

## 指導の重点

京都府教育委員会及び府下市町村教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取組の努力点を示し、各学校（園）及び社会教育関係機関等における教育活動の指針とするものである。

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

## 障害者雇用率

民間企業等が障害者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者（身体障害者、知的障害者）を雇用する義務が課せられている。同法の改正により、2006年（平成18年）4月から、精神障害者も障害者雇用率の算定対象となる。法定雇用率参照。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。わが国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

## 人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の人権関係諸条約の締結国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

## 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

## 人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年(平成7年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定。

## 人権教育のための国連10年京都府行動計画

京都府では人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、1999年(平成11年)3月、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針となる「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、また知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組んできた。

## 人権教育のための国連10年向日市行動計画

向日市では人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、2000年(平成12年)8月、人権教育・啓発推進に係る向日市の基本的指針となる「人権教育のための国連10年向日市行動計画」を策定し、また市長を本部長とする人権教育のための国連10年向日市行動計画推進本部を設置し、関係部課が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組んできた。

## 人権教育のための世界プログラム

1995年(平成7年)から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が2004年末で終了することを受けて、2004年(平成16年)12月10日に開催された第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を2005年(平成17年)1月1日から開始することを全会一致で採択。

## 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

## 人権週間

1948年（昭和23年）第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

## 人権に配慮した業務遂行

適正な情報管理等人権尊重の視点に配慮して業務を執行すること。

## 人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

## 人権擁護施策推進法

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

## ストーカー行為

つきまとい等(特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること)を反復してすること。

## 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年（平成16年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（20歳以上であること。現に婚姻をしていないこと。現に子がいないこと。生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することができるようになった。

## 性別適合手術

Sex Reassignment Surgery(SRS)、又はGender Reassignment Surgery(GRS)の訳語であり、性別再割当手術とも訳される。性自認に合わせて、外科的手法により外性器などの形態を変更することを意味する。一般的には性転換手術(sex-change operation)と言われているが、日本精神神経学会の正式訳語としては「性別適合手術」を用いるようになっている。

## 世界エイズデー

1988年(昭和63年)に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

## 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

## 世界保健機関(WHO)

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、職場や学校、地域等における環境を害したり、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。

## た行

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### 男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年)男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

1986年（昭和61年）雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。1997年（平成9年）にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正（1999年（平成11年）4月より施行）。

地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護する仕組み。

地域改善対策協議会意見具申

1996年（平成8年）5月17日に地域改善対策協議会が同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方を内閣総理大臣に意見具申したもの。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。こうした暴力や言動は、同居する児童に心理的外傷を与えるとして、児童虐待に含まれる。

な行

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった

障害者福祉の重要な理念。

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

#### ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建造物の建築の促進に関する法律（1994年（平成6年）法律第44号）

#### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている文化・情報面、制度面、意識面等の障壁の除去という意味でも用いられる。

#### ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

#### ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

#### プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP）だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

#### 北京宣言

1995年（平成7年）9月、北京で開催された第4回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催のもとに開かれてきた会議）では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野

への女性の全面的参加など38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択された。

#### 保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

#### 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害者の雇用の割合。

2004年(平成16年)現在

民間企業 1.8%(従業員56人以上の企業)

地方公共団体 2.1%

教育委員会 2.0%

#### ボランティア

自らの意思で行う、見返りを期待しない「社会的貢献」。

#### ま行

##### マスメディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構及びその伝達システム。

##### 三つの特別法

同和対策事業特別措置法(1969~82年;昭和44~57年)、地域改善対策特別措置法(1982~87年;昭和57~62年)、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(略称、地対財特法、1987~2002年;昭和57~平成14年)の三法をいう。

##### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福

社活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

#### 向日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2003年（平成15年）「向日市老人保健福祉計画」の推進状況と問題点の点検を行い、高齢者が健康で生きがいをもって生活していくため、総合的な施策の推進に向けて策定した向日市の計画。

#### 向日市子育て支援計画

2003年（平成15年）すべての市民が子育てについての理解を深め、家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、子育て支援の充実を図るため策定した向日市の計画。

#### 向日市次世代育成支援対策行動計画「むこう・元気っ子支援プラン」

2005年（平成17年）「向日市子育て支援計画」を継承・発展させ、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、また、子供を持つこと、育てることに喜びを感じることのできる社会の実現に向け策定した向日市の計画。

#### 向日市男女共同参画プラン

2001年（平成13年）3月に策定された男女共同参画社会を築くための向日市の計画。

### や行

#### ユニバーサル・デザイン

バリアフリーが障害によりもたらされるバリアに対処するという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境、製品などをデザインする考え方。

#### 要保護児童対策地域協議会

改正児童福祉法（2004年（平成16年）法律第153号）により要保護児童（被虐待児等）及びその保護者（以下、要保護児童等という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う機関として、地方公共団体が設置することができるもので、学校教育関係、児童福祉関係、保健医療機関、警察司法関係、人権擁護機関等で構成される。

## 幼稚園教育要領

文部科学省告示であり、幼稚園における「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等の幼稚園教育を展開するに当たっての基本的事項が盛り込まれた要領。

ら行

## リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指す考え方。

## 労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

わ行

## ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK（身体を動かす）+ SHOP（自分で作ったものを公開する場）、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

## 参 考 資 料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

世界人権宣言

向日市人権教育・啓発推進計画推進本部設置規程

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百四十七号)

### (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### (財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 一 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 二 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 三 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 四 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

## 世界人権宣言

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

### 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部設置規程

### (設置)

第1条 「人権教育のための国連10年向日市行動計画」の成果と本市の実情を踏まえ、関係部課の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するため、向日市人権教育・啓発推進計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 向日市人権教育・啓発推進計画の策定に関すること。
- (2) 向日市人権教育・啓発推進計画の推進に関すること。
- (3) 関係部課の連絡調整に関すること。

### (委員会)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を統括し、代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるときに、本部長が招集し、主宰する。

### (幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、推進本部の補助機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、政策企画室長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

### (事務局)

第7条 推進本部の事務局は、政策企画室に置く。

### (細則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

別表 1

収入役
教育長
水道事業管理者
政策企画室長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
建設部長
上下水道部長
教育次長
議会事務局長

別表 2

政策企画室長
健康福祉部長
教育次長
政策企画室次長
健康福祉部次長
政策協働課長
秘書広報課長
人事課長
産業振興課長
地域福祉課長
健康推進課長
障害者高齢者支援課長
子育て支援課長
生涯学習課長
学校教育課長

向日市人権教育・啓発推進計画

2006年(平成18年)3月

向日市人権教育・啓発推進計画推進本部

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20

TEL 075-931-1111(代)